

株式会社シモジマ

第61回定時株主総会招集ご通知

日 時

2022年6月23日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

東京都千代田区外神田四丁目14番1号
秋葉原UDX 4階 Next-1

※末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

目 次

第61回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
ライブ配信のご案内	7
株主総会参考書類	11
事業報告	26
連結計算書類	59
計算書類	62
監査報告	65

新型コロナウイルス感染拡大を防止し、株主の皆さまの安全を最優先で確保するため、株主総会へのご出席に関しましては、当日の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

書面、あるいはパソコン・スマートフォンでの事前の議決権行使を推奨申し上げます。また、株主の皆さまには株主総会の模様をライブ配信させていただきますので、ご利用ください。

お土産の用意はございません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 7482
2022年6月2日
東京都台東区浅草橋五丁目29番8号

株式会社シモジマ

代表取締役社長 **笠井 義彦**

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日の出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、「株主総会参考書類」をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」（3頁～6頁）に記載の方法により2022年6月22日（水曜日）の午後5時30分までに書面またはインターネットにて事前に議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月23日（木曜日）午前10時
2 場 所	東京都千代田区外神田四丁目14番1号 秋葉原UDX 4階 Next-1 <small>※株主総会当日の議場の模様は、動画によるライブ配信を予定しております。株主の皆さまはウェブサイトにてご覧いただけますので、7頁から10頁をご確認のうえ、ご利用をご検討をお願い致します。</small>
3 目的事項	報告事項 1. 第61期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第61期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 監査役3名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁～6頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 総会にご来場いただきました株主の皆様へのお土産は昨年同様ございません。ご了承賜りますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください(<https://www.shimojima.co.jp>)。
- 本通知の内容につきましては、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトの開示いたしました。
- **インターネット上の開示について**

本通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

1. 連結計算書類の連結注記表
2. 計算書類の個別注記表

当社ウェブサイト (<https://www.shimojima.co.jp>)

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



1. 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



2. インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで



3. 総会会場にて議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月23日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます



1. 書面で議決権を行使される場合

議決権行使書
御中
株主総会日
議決権の数
XX株
××××年××月××日

基本日現在のご所有株式数
議決権の数
XX株

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ロケインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
日本株主カード
XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



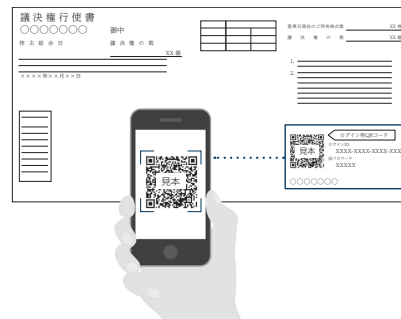
2. インターネットで 議決権を行使される場合

(1) QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※議決権行使書はイメージです。

(2) ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

- ※ 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※ インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)



3. 株主総会にご来場される場合

新型コロナウイルス感染防止のため、細心の注意を払い運営いたしますので、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。下記の「新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ」の内容につきご了承をお願い致します。

株主総会にご来場いただく場合は、お手数ですが、本定時株主総会招集ご通知及び同封の議決権行使書用紙をご持参の上、議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますよう、お願い致します。

※ 当日は、ライブ配信のため、会場撮影を行います。撮影に際しては、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

ご来場の株主様は、マスクの持参・着用、検温へのご協力をお願いいたします。また、体調不良と思われる方につきましては、入場をご遠慮いただき、あるいは途中にてご退場いただく場合がございます。予めご了承の程、宜しくお願い申し上げます。

会場受付付近には株主の皆様のため消毒液を設置いたします。また、会場の当社スタッフは、検温を含め体調を確認の上、マスク着用で対応させていただきます。

会場内におきましては、座席の間隔を拡げるため、例年よりも少ない席数を用意させていただきます。また、議事は短縮させていただく予定です。

その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

https://www.shimojima.co.jp/ir/cov_topics.html

ライブ配信のご案内

当日の株主総会にご自宅等からでもご参加し、株主総会の様子をご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ中継を行います。

1. 配信日時

2022年6月23日（木曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで

※当日の配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃にアクセス可能となります。

2. 視聴方法

1. 下記のURL（株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」）にアクセスしてください。

URL

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp>

※アクセス方法の詳細につきましては、9頁以降の【株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へのアクセス方法】でもご覧いただけます。

2. 株主様認証画面（ログイン画面）で「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。「ログインID」と「パスワード」は、招集通知に同封されている議決権行使書裏面に記載されております。
※本サイトの公開期間は2022年6月2日から2022年6月23日までです。公開期間外は、株主様認証画面（ログイン画面）は表示されるものの、ログイン後のページにアクセスすることはできません。
※なお、議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取っていただくと、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略して株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へログインいただくことが可能です。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
3. ログイン後、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。

3. ご留意事項

- インターネットによるライブ配信をご覧いただくことは、会社法上株主総会への出席とは認められておりません。このため、株主様から、インターネットを通じて質問や動議、議決権行使をお受けすることはできません。あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
- 議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネット投票、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願い申し上げます。
- 本株主総会のライブ模様は株主様に限定して配信いたします。ライブ配信をご自身で撮影し、SNS等で公開する等の二次利用を固くお断りいたします。インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ライブ配信につきましては、通信環境等の影響により、会場の議事進行とタイムラグが発生する可能性があります。また、万一通信障害が発生した場合、復旧を待たずに議事を進行させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合があります。インターネットの接続方法やご視聴の方法に関するお問い合わせにはお答えできませんのであらかじめご了承ください。
- 天変地異や新型コロナウイルス感染症の拡大等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性もございます。配信可否、状況等につきましては、随時当社HP (<https://www.shimojima.co.jp>) 等によりご案内させていただきます。
- ライブ配信をご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 株主総会終了後のオンデマンド配信の予定はございませんのであらかじめご了承ください。
- 同封の議決権行使書を紛失された場合、以下の「ライブ配信サイトに関するお問い合わせ先」（三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部）にて、再発行が可能です。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

ライブ配信サイトに関するお問い合わせ先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-676-808（通話料無料） 受付時間：平日9：00～17：00（土日祝日は除く） ただし、株主総会当日（2022年6月23日）は午前9：00～株主総会終了まで
ライブ配信に関するお問い合わせ（動画プレイヤーの視聴不具合等）	株式会社ブイキューブ ☎ 03-6385-8720 受付時間：総会当日午前9：00～総会終了まで

【推奨環境】

本サイトの推奨環境は以下のとおりです。なお、以下ブラウザをご利用ください。

(Internet Explorerはご利用いただけません)

	P C		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows 10以降	Mac OS X 10.13 (High Sierra以降)	iOS13.0以降	iOS12.0以降	Android 8.0以降
ブラウザ (各種最新)	Google Chrome, Microsoft Edge (Chromium)	Safari, Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

※上記環境におきましても、通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

4. 株主総会オンラインサイト 「Engagement Portal」へのアクセス方法

(1) ログインの方法

(イ) QRコードの読み取りによる方法

<<同封の議決権行使書裏面 (イメージ) >>

株主総会オンラインサイト
「Engagement Portal」のご案内

本サイトでは株主総会等へのご参加やお手続きをWEB上でご利用いただけます。詳しくは招集ご通知等、当社からのご案内をご確認ください。

パソコン ID/パスワードを入力してログイン

①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力
<https://engagement-portal.tr.mufg.jp>

②以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン

《 ログインID : 9999-9999-9999-999
パスワード : 999999 》

スマートフォン QRコード読込

スマートフォン、タブレットから右のQRコードを読み取る
(ID/パスワードの入力は不要です)

○議決権行使書をご郵送の際は、本票を必ず切り取り願います。
○インターネットにより議決権を行使された場合には、その行使を優先します。インターネットによる行使内容を変更される場合は、インターネットによりあらためて議決権行使をお願いします。

○このはがきは、切手をはらずにお出しください。
○議決権行使書記載の株主総会日以降に使用にならないようお願いいたします。

読み取り

郵便はがき
137-8683

料金を取らず郵便
料金を取らず郵便
料金を取らず郵便

差出有効期間
日 年 月
日まで

(受取人)
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 気付

(ロ) URLをブラウザに入力する方法

ブラウザより株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセスしてください。

(URL <https://engagement-portal.tr.mufg.jp>)

- ① 同封の議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワード（※）を入力してください。
- ② 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

※議決権行使WEBサイトでパスワードを変更した後も、議決権行使書裏面記載のパスワードをご利用ください。

<<株主様認証画面（ログイン画面）>>

Engagement Portal

① ログインID - - -

② パスワード

利用規約に同意する

③ ログイン

よくあるご質問はこちら

ログインID、パスワードは議決権行使書等に記載されております。
パスワードを失念またはロックしてしまった場合、議決権行使書等を紛失してしまった場合は、以下へご連絡ください。
【本サイトに係るお問い合わせ】
三菱UFJ 債権代行株式会社 証券代行部
Tel: 0120 (676) 808 (通話料無料、土日祝日も除く平日9:00-17:00)

(画面はイメージです。編集等により、実際の画面とは異なる場合がございます)

(2) ログイン後の視聴の方法（株主総会当日）

- ① ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



※当日ライブ視聴ページには、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

- ② 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。
- ③ 当日ライブ視聴ページが表示されます。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ配当性向30%を目途とすることを基本方針として実施しております。

剰余金の処分ににつきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類	金銭といたします。
② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 11円 といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、 256,041,841円 となります。 また、2021年12月6日において中間配当金として1株につき11円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は、1株につき22円となります。
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月24日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

上記期末配当金の原資とするため、別途積立金を取り崩し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 増加する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	500百万円
② 減少する剰余金の項目とその額	別途積立金	500百万円

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削除）</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>第1条 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>第2条 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>第3条 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 定款一部変更の件に関する補足説明

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主に対して株主総会資料を提供することができる制度です。電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されるため、2023年3月期の第62回定時株主総会から同制度が適用され、株主様のお手許には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及びウェブサイトのアドレスを記載したお知らせ等）をお届けすることになります。

なお、本件は、株主様への情報提供を原則として「書面」から「電子」に変更するものであり、情報量を制限するものではありません。

電子提供制度適用以降の株主総会について、株主総会資料を書面でお望みの株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。同手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行株式会社へお問い合わせください。

第3号議案

取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役9名は任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の指名を行う際は、法定要件及び社内規程上の要件のほか、人格と識見を重視し、取締役会で慎重に審議しております。また、その管掌業務の設定等に関連して、経歴や専門性を斟酌し、構成員のバランスをはかっております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当	属性	取締役会出席状況
1	笠井 義彦 <small>かさい よしひこ</small>	代表取締役社長	再任	14回/14回 (100%)
2	下島 雅幸 <small>しもじま まさゆき</small>	常務取締役上席執行役員管理本部長 兼人事部長	再任	14回/14回 (100%)
3	小野寺 仁 <small>おのでら ひとし</small>	取締役上席執行役員商品統括本部長 兼SCM部長	再任	14回/14回 (100%)
4	川原 利治 <small>かわはら としはる</small>	取締役上席執行役員営業統括本部長	再任	14回/14回 (100%)
5	服部 進吉 <small>はっとり しんきち</small>	執行役員営業統括本部副本部長	新任	—
6	大貫 学 <small>おおぬき まなぶ</small>	執行役員商品本部長兼品質管理部長	新任	—
7	梅野 勉 <small>うめの つとむ</small>	社外取締役	再任 社外 独立	14回/14回 (100%)

8	いわさき 岩崎	たけゆき 剛幸	社外取締役	再任	社外	独立	14回/14回 (100%)
---	-------------------	-------------------	-------	-----------	-----------	-----------	-------------------

9	かない 金井	ちひろ 千尋	社外取締役	再任	社外	独立	10回/10回 (100%)
---	------------------	------------------	-------	-----------	-----------	-----------	-------------------

再任	再任取締役候補者	新任	新任取締役候補者	社外	社外取締役候補者	独立	証券取引所等の定めに基づく独立役員
-----------	----------	-----------	----------	-----------	----------	-----------	-------------------

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	かせい よしひこ 笠井 義彦 (1959年1月21日生)	1981年4月 (株)シモジマ入社 2007年3月 当社西日本営業部長に就任 2008年2月 当社子会社サンワ(株)代表取締役社長に就任 2012年5月 当社営業本部副本部長兼西日本営業部長に就任 2012年6月 当社取締役営業本部副本部長に就任 2014年6月 当社執行役員営業本部副本部長に就任 2015年6月 当社執行役員営業本部長に就任 2016年6月 当社取締役上席執行役員営業本部長に就任 2017年8月 当社取締役常務執行役員営業統括本部長兼営業本部長に就任 2018年6月 当社専務取締役上席執行役員営業統括本部長兼営業本部長に就任 2019年6月 当社代表取締役専務上席執行役員営業統括本部長兼営業本部長に就任 2021年4月 当社代表取締役社長に就任（現任）	8,019株
		【取締役候補者とした理由】 候補者は、営業・マーケティングに精通しているほか、子会社経営の実績を有し、取締役会の意思決定・監督の効率性・実効性の向上に資するべく、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	しもじま まさゆき 下島 雅幸 (1955年10月14日生)	1978年4月 (株)三和銀行入行 2005年1月 (株)シモジマ入社 2009年4月 当社経営管理部長に就任 2011年12月 当社財務部長に就任 2014年6月 当社執行役員管理本部副本部長に就任 2015年4月 当社執行役員管理本部副本部長兼経営管理部長に就任 2016年6月 当社取締役上席執行役員管理本部長兼人事部長に就任 2018年6月 当社常務取締役上席執行役員管理本部長兼人事部長（現任）	182,052株
		【取締役候補者とした理由】 候補者は、財務・経営管理・子会社管理に関する豊富な経験を有しており、国際ビジネスの経験にも通じていることから、取締役会の意思決定・監督の適切性を向上すべく、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	おの 小野寺 仁 ひとし (1960年6月18日生)	1983年4月 シモジマ商事(株)入社 2005年4月 当社経営企画室長に就任 2014年6月 当社執行役員経営企画室長に就任 2016年6月 当社取締役上席執行役員経営企画室長に就任 2018年4月 当社取締役上席執行役員商品統括本部長に就任 2018年10月 当社取締役上席執行役員商品統括本部長兼SCM部長に就任 (現任)	4,765株
		<p>【重要な兼職の状況】 商い支援(株)代表取締役社長、朝日樹脂工業(株)取締役会長、シモジマ加工紙(株)代表取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 候補者は、経営企画部門の経験を豊富に有し、予算統制、上場法制、IR等関連事項に精通しているほか、重要性の高い通販事業を営む子会社の経営の経験を有し、当社の商品構成・ビジネスモデルにも通暁していることから、取締役会の意思決定機能と監督機能の向上をはかるべく、引き続き取締役候補者となりました。</p>	
4 再任	かわはら 川原 利治 としはる (1960年10月26日生)	1983年4月 シモジマ商事(株)入社 2009年4月 当社営業管理室長に就任 2011年12月 当社東日本営業部部長に就任 2014年4月 当社営業本部付部長に就任 2016年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼第五営業部長に就任 2017年4月 当社執行役員営業本部副本部長兼第一営業部長に就任 2018年2月 当社執行役員販売本部長に就任 2018年6月 当社取締役上席執行役員販売本部長に就任 2021年4月 当社取締役上席執行役員営業統括本部長に就任（現任）	9,655株
		<p>【取締役候補者とした理由】 候補者は、当社での営業部門及び店舗管理の経験を豊富に有し、与信等のリスク管理、内部統制等にも通暁していることから、取締役会の意思決定機能と監督機能の向上をはかるべく、引き続き取締役候補者となりました。</p>	
5 新任	はっとり 服部 進吉 しんきち (1961年8月23日生)	1984年4月 シモジマ商事(株)入社 1997年6月 当社静岡営業所を開設し所長に就任 2007年4月 当社東京営業部部長に就任 2013年4月 当社F C営業部部長に就任 2016年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼F C営業部長に就任（現任） 2021年3月 当社執行役員営業統括本部副本部長に就任（現任）	5,800株
		<p>【重要な兼職の状況】 (株)エスパック代表取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 候補者は、当社の営業部門における経験が豊富であり、当社の店舗における販売促進・リスク管理についても詳しいことから、取締役会の意思決定機能と監督機能の向上をはかるべく、新たに取締役候補者となりました。</p>	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	<small>おおぬき まなぶ</small> 大貫 学 (1965年7月20日生)	1988年4月 シモジマ商事(株)入社 2003年6月 当社埼玉営業所所長に就任 2011年11月 業態開発部部長に就任 2018年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼第二営業部長に就任 2020年4月 当社執行役員商品本部副本部長に就任 2020年6月 当社執行役員商品本部長に就任（現任） 2021年3月 当社品質管理部長に就任（現任）	6,200株
		新任 <p>【重要な兼職の状況】(株)エステシー代表取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 候補者は、当社での営業部門及び商品仕入部門での経験を豊富に有し、当社の業務プロセス、商品構成、事業開発を含む事業全体につき熟知していることから、取締役会の意思決定機能と監督機能の向上をはかるべく、新たに取締役候補者いたしました。</p>	
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	<small>うめの つとむ</small> 梅野 勉 (1951年3月6日生)	1976年9月 本田技研工業(株)入社 1995年9月 同社ホンダオーストラリアPty Ltd.代表取締役社長に就任 1998年6月 同社東アジア大洋州部長に就任 2000年4月 フォルクスワーゲングループジャパン(株)代表取締役に就任 2001年7月 同社代表取締役社長 兼 Volkswagen AG グループ最高経営メンバーに就任 2005年5月 日本自動車輸入組合理事長に就任 2008年2月 フォルクスワーゲングループジャパン(株)代表取締役会長に就任 2009年7月 M&C S A A T C H I (株) Managing Partnerに就任 2010年6月 三井金属アクト(株)社外取締役に就任 2014年6月 当社特別顧問に就任 2015年6月 当社社外取締役に就任（現任） 2020年6月 日邦産業(株)取締役（監査等委員）に就任（現任）	1,084株
		再任 社外 独立 <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 候補者は、自動車会社の経営者として豊富な経験を有しており、当社経営に対して客観的意見や助言を述べていただくなどにより、一般株主と同様の立場において意思決定が行われ、取締役会の監督機能の実効性が確保できるものと判断したため、引き続き選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8 再任 社外 独立	いわさき たけゆき 岩崎 剛幸 (1969年2月18日生)	1991年4月 ㈱船井総合研究所入社 2008年4月 同社上席コンサルタント就任 2015年4月 立教大学経営学部兼任講師就任 2017年6月 一般社団法人日本商業ラッピング協会理事就任（現任） 2019年4月 ムガマエ㈱設立 代表取締役社長就任（現任） 2020年1月 ㈱アールエイジ取締役（監査等委員）（現任） 2020年6月 当社社外取締役に就任（現任）	932株
		<p>【重要な兼職の状況】 ムガマエ㈱代表取締役、㈱アールエイジ社外取締役 監査等委員</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 候補者は、経営コンサルタントとしての豊富な知識と経験を有しており、その豊富な知識と経験をもとに当社経営に対して客観的意見や助言を述べていただくなどにより、一般株主と同様の立場において意思決定を行い、監督機能の実効性を確保できるものと判断したため、新たに選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9 再任 社外 独立	かない ちひろ 金井 千尋 (1961年7月1日生)	1984年4月 シティバンク・エヌ・エイ 1990年10月 中央監査法人入所 1994年3月 公認会計士登録 2000年8月 金井千尋公認会計士事務所開所（現任） 2015年4月 国立研究開発法人物質・材料研究機構 監事就任（現任） 2016年5月 農水産業協同組合貯金保険機構 監事就任（現任） 2019年12月 ㈱井ノ瀬運送監査役就任（現任） 2020年8月 清令監査法人社員就任（現任） 2021年6月 当社社外取締役に就任（現任）	一株
		<p>【重要な兼職の状況】 金井千尋公認会計士事務所代表、国立研究開発法人物質・材料研究機構 監事、農水産業協同組合貯金保険機構 監事、㈱井ノ瀬運送監査役、清令監査法人社員</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 候補者は、公認会計士としての豊富な知識と経験を有しており、その豊富な知識と経験をもとに当社経営に対して客観的な意見や助言を述べていただくなどにより、一般株主と同様の立場において意思決定を行い、監督機能の実効性を確保できるものと期待したため、引き続き選任をお願いするものであります。</p>	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 梅野勉氏、岩崎剛幸氏及び金井千尋氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約の概要は、以下のとおりであります。当社は、梅野勉氏、岩崎剛幸氏、及び金井千尋氏との間で会社法第427条第1項及び定款第28条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、梅野勉氏、岩崎剛幸氏、及び金井千尋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合には、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、東京証券取引所が定める社外取締役の独立性の基準に加えて、当社グループや当社役員、主要株主の関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、梅野勉氏及び岩崎剛幸氏、金井千尋氏は当該独立性基準を満たしております。

6. 金井千尋氏は、社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として豊富な経験を有しているほか、長期にわたり当社の顧問税理士を務め、当社の事業及び経営環境を熟知していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
7. 梅野勉氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。岩崎剛幸氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。金井千尋氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者への賠償請求による損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、利益や便宜供与の違法な取得、法令違反、インサイダー取引、任務懈怠等の不当な行為等の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 社外取締役の独立性等について

当社における独自の独立性基準は、以下のとおりです。

- (1) 就任予定日または過去において、当社及び当社の子会社等または関連会社の業務執行者となったことがないこと。
- (2) 現に当社の子会社及び関連会社に所属している者でないこと。
- (3) 前1項・2項に関連して、就任予定日から遡って退職後10年間以上経過していること。
- (4) 直近3会計年度において、当社の株主名簿の上位10位以内の大株主、または大株主である団体に所属している者でないこと。
- (5) 直近3会計年度において、当社グループが実施した取引総額が相互に年間の連結売上高の1%以上の取引先に現に所属している者でないこと。
- (6) 直近3会計年度において、当社から役員報酬等以外に年平均10百万円以上の金銭その他の財産上の収入を得ている会計専門家、法律専門家またはコンサルタント若しくは顧問契約先（法人または団体である場合は、現に所属している者）ではないこと。
- (7) 直近3会計年度において、年平均の総収入の1%以上の寄付を当社グループから受けている非営利団体に所属している者でないこと。
- (8) 前4項5項6項及び7項に関連して、団体または取引先等に所属していた場合、就任予定日から遡って退職後5年以上経過していること。
- (9) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者または3親等以内の親族でないこと。

スキルマトリックス項目

氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	企業経営 (リーダーシップ)	営業・ マーケティング	海外戦略	法務・リスク マネジメント	財務・経理/ M&A	人事・総務	DX(IT)/ SCM(物流)	R&D・ 商品開発	ESG・ SDGs・環境
笠井 義彦	○	○	○				○	○	○
下島 雅幸			○	○	○	○	○		○
小野寺 仁							○	○	○
川原 利治	○	○							○
服部 進吉	○	○						○	○
大貫 学		○						○	○
梅野 勉	○	○	○			○		○	○
岩崎 剛幸	○	○							○
金井 千尋				○	○	○			○

第4号議案

監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役肥田耕一氏、佐藤裕一氏及び榎本峰夫氏は任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	くどう ひろゆき 工藤 弘行 (1957年11月24日生)	1980年4月 (株)シモジマ入社 2009年4月 第一商品部長 2016年6月 執行役員第一商品部長に就任 2018年6月 執行役員商品本部長に就任	5,800株
新任	【監査役候補者とした理由】 候補者は、商品本部長として子会社も含め、当社グループの事業に関して豊富な経験と知見を有しているため、業務執行の適法性と妥当性を確保すべく、常勤監査役に選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	さとう ゆういち 佐藤 裕一 (1950年5月10日生)	1979年3月 公認会計士登録 1985年8月 中央監査法人社員 1988年6月 同代表社員 2000年3月 中央コンサルティング(株)入社 2006年11月 公認会計士佐藤裕一事務所代表（現任） 2007年6月 シンデン・ハイテックス(株)社外取締役就任 2010年6月 当社社外監査役に就任（現任） 2010年6月 エイベックス・グループ・ホールディングス(株)社外取締役に就任 2014年6月 (株)東葛ホールディングス社外監査役就任	1,084株
再任 社外 独立	【社外監査役候補者とした理由】 長年の公認会計士としての高度な専門的識見並びに監査実績と培われた経理・財務知識を有しており、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・意見を期待できると判断しており、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任 社外 独立	えのもと みねお 榎本 峰夫 (1950年12月12日生)	1975年10月 司法試験合格 1978年4月 弁護士会登録（東京弁護士会） 2000年5月 榎本峰夫法律事務所(現 榎本・松井法律事務所)主宰（現任） 2004年5月 (株)サミーネットワーク社外監査役就任 2004年6月 (株)セガ社外監査役就任 2006年6月 日本工営(株)社外監査役就任 2007年6月 セガサミーホールディングス(株)社外監査役就任 2014年6月 当社社外監査役就任（現任）	748株
		【社外監査役候補者とした理由】 長年の弁護士として培われた高度な識見と豊富な経験に基づく審判実績を有し、社外監査役として専門的かつ客観的な視点で適切な助言・意見を行うことにより、当社の公正性と透明性のある監査体制を遂行できるものと判断しており、引き続き選任をお願いするものであります。	

再任 再任監査役候補者
 新任 新任監査役候補者
 社外 社外監査役候補者
 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐藤裕一氏及び榎本峰夫氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断した理由について
- (1) 佐藤裕一氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として監査実績及び経理・財務に関する専門知識を保有し、当社を取り巻く経営環境や諸事情にも精通していることから、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できると判断しております。
- (2) 榎本峰夫氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験を有し企業法務に精通していることから、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できると判断しております。
4. 当社は、佐藤裕一氏及び榎本峰夫氏の間で会社法第427条第1項及び定款第35条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、佐藤裕一氏及び榎本峰夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が原案どおり再任された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 佐藤裕一氏及び榎本峰夫氏は、現在、当社の社外監査役ですが、それぞれの監査役としての在任期間、本総会終了の時をもって佐藤裕一氏が12年、榎本峰夫氏が8年となります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者への賠償請求による損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、利益や便宜供与の違法な取得、法令違反、インサイダー取引、任務懈怠等の不当な行為等の場合を除く）。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

2018年6月26日開催の第57回定時株主総会において補欠監査役に選任された唐澤貴夫氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の人数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願い致したいと存じます。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
からさわ たかお 唐澤 貴夫 （1959年9月29日生）	1990年4月 弁護士登録（第2東京弁護士会） 1990年4月 兼子岩松法律事務所入所 2004年7月 財務省関東財務局証券検査官に就任 2006年3月 兼子・岩松法律事務所復帰（現任） 2010年6月 ニューリアルプロパティ㈱監査役に就任（現任）	一株

【重要な兼職の状況】ニューリアルプロパティ㈱監査役

【社外監査役候補者とした理由】 企業法務に関する高度な専門的知識を当社の監査体制の充実のため反映すべく、補欠の社外監査役として引き続き選任をお願いするものであります。唐澤貴夫氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社のお経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

再任	再任補欠監査役候補者	社外	補欠社外監査役候補者	独立	証券取引所等の定めに基づく独立役員
-----------	------------	-----------	------------	-----------	-------------------

- (注) 1. 唐澤貴夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 唐澤貴夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 唐澤貴夫氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項及び定款第35条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者への賠償請求による損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、利益や便宜供与の違法な取得、法令違反、インサイダー取引、任務懈怠等の不当な行為等の場合を除く）。各候補者が補欠監査役に選任され監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

(提供書面)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」)による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出と解除により、経済活動も停滞と回復が繰り返し起こりました。緊急事態宣言解除後の10月以降に一時は持ち直しの兆しを見せましたが、1月後半にはオミクロン株感染者の急速な増加によって、再度まん延防止等重点措置が発出され、回復にブレーキがかかりました。当社グループが属する業界においては、世界的な環境問題への意識高揚による脱プラスチック化など事業環境の変化に加え、インターネット通販市場やテイクアウト・フードデリバリー需要の拡大といった消費行動も引き続き大きく変化しています。

当社グループは、長期ビジョンを「パッケージ×サービス」でお客様に元気を届けるトータルパートナーを目指すと定め、1.事業の拡大、2.経営基盤の強化、3.経営体制の強化を長期方針としております。これらのビジョンを基に、2026年3月期までの5年間を対象とした中期経営計画を2021年11月に開示しております。

<販売部門別活動の状況>

当社は、営業販売部門、店舗販売部門、通信販売部門の3つのルートを有しています。

営業販売部門では、既製品の主力商品や環境配慮型商品の拡販に加え、特注品の受注活動に注力いたしました。上半期は新型コロナの影響で伸び悩みましたが、下半期は経済活動の回復により通期では売上は増加いたしました。

店舗販売部門では、テイクアウト・フードデリバリー資材が好調に推移しました。しかしながら、新型コロナの影響による来店客数の減少や前期旺盛だった衛生用品の需要減退により全体の売上は減少いたしました。

通信販売部門では、「シモジマオンラインショップ」において、会員数が順調に増加したことと、飲食店向け資材が好調に推移したことにより売上は増加いたしました。また、Amazon、楽天市場、Yahoo!ショッピング等への掲載数を増加させました。

その結果、グループ全体の売上は前連結会計年度比で増加いたしました。

利益面では、原材料価格の高騰に加え、円安が進んだことの影響で粗利率が低下し売上総利益が減少しました。また、経費においても、物流費増加が大きく影響し、販売費及び一般管理費が増加したことで営業利益及び経常利益は前期実績を下回る結果となりました。

この結果、連結売上高は480億63百万円（前連結会計年度比2.0%増）、連結営業利益は44百万円（前連結会計年度比83.9%減）、連結経常利益は3億80百万円（前連結会計年度比31.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は86百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失3億31百万円）となりました。

<商品セグメント別活動の状況>

当社事業は主に紙製品事業、化成品・包装資材事業、店舗用品事業の3つの商品セグメントで構成されています。セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

〔紙製品事業〕

紙製品事業は、当社創業以来の主力事業としてオリジナルブランドの紙袋、包装紙、紙器を中心に販売しております。経済活動の需要回復により、店舗用紙袋やテイクアウト・フードデリバリー資材、通販資材などが好調に推移し、紙製品全体の売上は大きく増加しました。その結果、連結売上高は90億30百万円(前連結会計年度比8.7%増)となりました。

〔化成品・包装資材事業〕

中核の化成品・包装資材事業においては、市場と顧客ニーズに適合した商品開発とその拡販に取り組みました。化成品事業は、レジ袋有料化による影響が一巡し、経済活動の回復もあり売上は順調に推移しました。包装資材事業は食品流通業界向けの環境配慮型商品の販売が前期に引き続き好調でした。その結果、連結売上高は269億48百万円（前連結会計年度比5.5%増）となりました。

〔店舗用品事業〕

店舗用品事業は「店舗及びオフィスで使用するあらゆるものが揃う」をコンセプトに事業展開しております。当期は新型コロナウイルス感染防止対策商品や飲食業向け資材に新たな需要が創出されました。しかしながら、前期需要が旺盛であった衛生用品の売上が大幅に減少したことにより、連結売上高は120億84百万円（前連結会計年度比8.8%減）となりました。

セグメント別売上高

区分	主要品目	第60期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		第61期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	
		売上高	構成比	売上高	構成比
紙製品事業	紙袋、包装紙、紙器等	百万円 8,306	% 17.7	百万円 9,030	% 18.8
化成品・包装資材事業	ポリ袋、粘着テープ、その他包装資材等	25,545	54.2	26,948	56.1
店舗用品事業	POP用品、文具事務用品、店舗雑貨等	13,248	28.1	12,084	25.1
その他事業	物流	—	—	—	—
合計	—	47,100	100.0	48,063	100.0

(2) 設備投資の状況

DX対応、基幹システム機器リプレースなどのIT投資で4億82百万円、自動倉庫修繕などの物流投資で2億24百万円、直営店舗の設備修繕等店舗投資等その他で2億38百万円、総額9億44百万円の設備投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2021年11月12日付で(株)グローバルブランドの全株式を取得し、これを完全子会社といたしました。

(5) 会社の対処すべき課題

① 経営方針

当社グループは、包装用品とこれに関連する事業を通じて快適な社会づくりに貢献する事を基本理念としております。

長期ビジョンとして「“パッケージ×サービス”でお客様に元気を届けるトータルパートナーを目指す」ことを掲げ、その実現のために【1】事業の拡大、【2】経営基盤の強化、【3】経営体制の強化、の3項目を長期方針として定めています。

上記に立脚し当社は2021年11月に、2026年3月期までの5年間を対象とした中期経営計画を策定し、開示を行いました。中期経営計画では、2026年3月期の目標として、売上高を650億円、営業利益率を3.0%、ROA(総資産経常利益率)を5.0%と設定しています。

② 経営戦略等

i) 事業の拡大

a. 「シモジマ型オムニチャンネル」の拡大

当社は、営業部門、店舗部門、EC通販部門の3つの販売チャンネルを有しています。これら3つを融合させる事で当社の強みを発揮できると考えています。「シモジマ型オムニチャンネル」とは各販売チャンネルを有機的に連携、活用する事により、全てのお客様のニーズに対応できる販路を提供し、更にそれを拡大していく活動を指します。また、オムニチャンネル活動の一環として収集を推進しているCRMデータを駆使する事により、お客様にとって最適なご購入環境を整え、最良な商品のご提案を実現する事を目指しています。

中期経営計画では、シモジマオンラインショップに登録されている商品の数を現在の3万SKUから100万SKUまで引き上げ、更に会員の数も現在の45万人を100万人に増加させるという具体的な数字を掲げています。これを目標値の数字を用いて「100万×100万プロジェクト」と命名し活動を開始しております。

商品数拡大の施策としては、シモジマオンラインショップ内に2021年に立ち上げた当社独自のモール「シモジマモール」に、包装資材を専門に取り扱っている各企業様にご参加頂き、各社のプラットフォームとしてお使い頂くことを考えています。包装資材には多種多様な商材が存在するため、多くの企業様のご参加により掲載商品が大きく拡大するものと思います。

顧客数拡大の施策としては、従来 of 業界概念を更に細分化し、より細かい業界ごとのニーズを詳細に分析、把握します。そこで得られた情報を基に、従来以上にキメ細かい提案を行っていきと共に、CRMデータを活用した業界別の販促活動によって会員数100万人を目指します。

b. 業界別営業活動の積極化

当社は様々な業界のお客様とお付き合いがあり、それぞれの業界において付加価値の高いサービスの提供を心掛けております。中期経営計画においても当該活動の進化を指針として掲げ、商品、サービス、販路等を多様化することによって、より質の高いご提案ができる事を目指しています。

具体的には、例えば飲食店業界のお客様に対しては、①脱プラ資材の紹介、②テイクアウト・フードデリバリー商材の提供、③オリジナル商品の制作支援や④ネット通販資材の販売、等色々な角度からのご提案を用意し多岐に亘るニーズへの対応が出来る様、体制を整えています。

また、各業界に向けた環境配慮型商品の開発・提案にも力を入れています。2021年10月開催の「外食ビジネスウィーク」や2022年2月開催の「スーパーマーケットトレードショー」に出展し、ご来場された飲食店関連のお客様に対して当社の環境配慮型商品を紹介した事に加え、当該商品に対するお客様のご意見やご感想を受けて、次期新商品開発のコンセプトに必要なアイデアや発想を取得することができました。

両展示会では、2022年4月施行の『プラスチック資源循環促進法』に対応して、従来のプラスチック製のカトラリー（スプーン、フォーク、ナイフ等）、ストローやマドラーなどに代わり、木製、紙製、バイオマスプラスチック製といった素材の商品を提案し、来場されたお客様から大きな反響を頂きました。



※「スーパーマーケットトレードショー2022」の様子



※「スーパーマーケットトレードショー2022」で紹介し、ご好評いただいた「ペーパーフードカップ」

ii) 経営基盤の強化

a. 積極的投資の継続

経営基盤強化・拡大のためには投資は不可欠で、当社は今後も積極的に行っていきます。

前掲の「シモジマ型オムニチャンネル」拡大のためには物流やITへの継続的な投資が重要で、費用対効果を考慮しながらも必要な部門には資金を投入していく所存です。

現在、東西の配送センターの役割を見直し新しい物流機能を構築する事に取り組んでいます。具体的には近年、当社の主たる配送センターである田沼配送センターの物量が急速に増加し業務負担が増えています。この負担の分散化と配送センター別の出荷形態の明確化を目指して関西地区物流センターである「西部配送センター」の建替え、拡張工事に着手しました。東大阪市にある同センターは、今後数量増加が見込まれる小ロット単位の出荷に対応した仕様を施し、少量多品種の商品保管を実現する為、天井高を変更したフロアを組み合わせ、床面積を最大限利用する計画です。建物は5階建てで延床面積は3,000坪です。これにより同センターは従来の約2.5倍の広さとなります。

また、倉庫内の空調機能やゆとりのある休憩室を完備し、労働者に優しい環境の構築を目指しています。更に屋根部分にはソーラーパネルを設置するなど環境への配慮も行っています。

本格稼働は2023年8月を予定しており、物流費の抑制も見据えた取組みを継続致します。



※西部配送センターの完成予想図

iii) 経営体制の強化

当社は経営体制を強化するために『ESG』を意識した経営を推進しています。

a. 『E（環境）』

環境配慮型商品の開発と販売に注力いたします。再生紙で作製する紙袋、バイオマス入りのレジ袋・ゴミ袋や木製・紙製のカトラリー商品のラインアップを充実させてまいります。

また、紙トレイといった新たなコンセプトの商品も開発し、各セグメントにおいて環境配慮型商品を拡充させていく計画です。

b. 『S（社会）』

ダイバーシティの推進に継続して取り組んでまいります。女性、外国人、中途採用者などの管理職への登用も各人の適性を見極めながら実行して行きます。その実現の為に、社内研修制度を更に拡充させるなど従業員の意識向上やスキルアップを図ってまいります。具体的には新入社員研修を始めとした各階層別研修、営業・業務といった職務別研修やDX人材育成のためのIT研修等を実施しています。

c. 『G（企業統治）』

社外取締役の比率上昇、任意の指名報酬委員会の開催等、株主総会のコーポレートガバナンス・コードに沿った取り組みを行っています。今後も企業としての透明性を保ちながら公正かつ迅速な意思決定を心掛けて行きます。

a) リサイクル事業の推進



※阪神甲子園球場における循環リサイクル
(阪神甲子園球場HPより)

当社は阪神甲子園球場のオフィシャルエコパートナーです。その活動の一つとして、同球場で回収されたビール用プラスチックカップの再生原料を一部で使用した「リサイクルごみ袋」を開発しました。

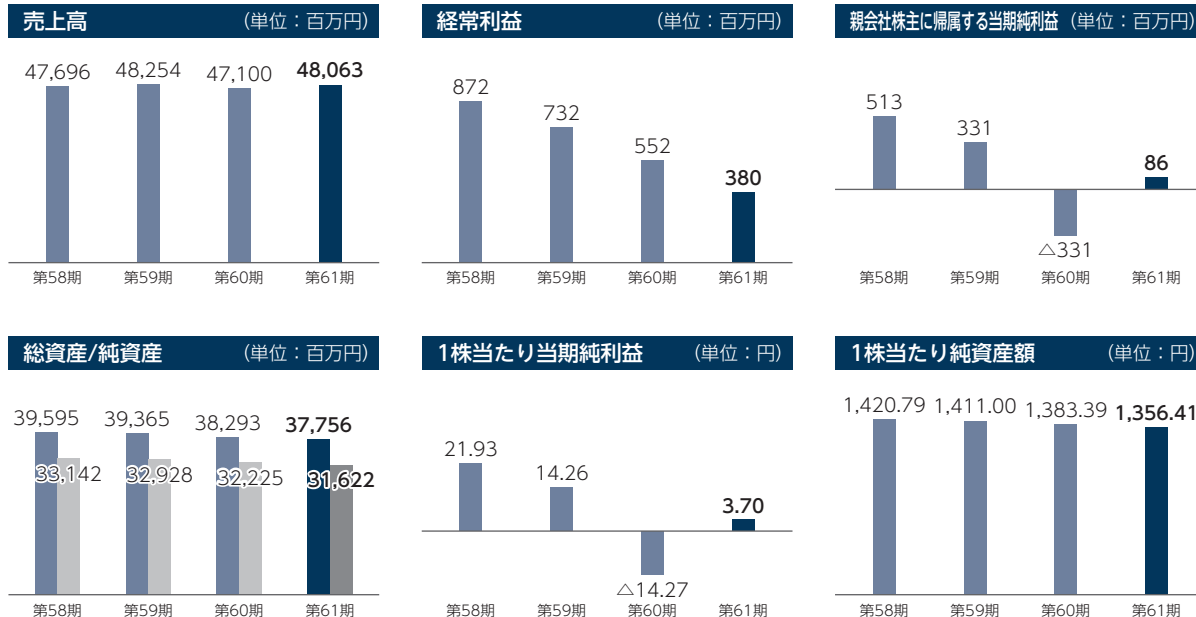
エコ活動に力を入れている阪神甲子園球場は、2022年のシーズンから「リサイクルごみ袋」を同球場で使用することを決め、循環型リサイクル活動が実現することとなりました。

プラスチックカップは印刷や汚れがあるため、リサイクルが難しいPET樹脂とされておりましたが、この度製品化に成功しました。ビール用プラスチックカップをリサイクルしたPET再生原料をごみ袋の原料に使用するのは、日本で初めてとなります。

なお、今回のリサイクルごみ袋は2022年4月から、同球場が所在する兵庫県西宮市において指定ごみ袋として承認されました。

(6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

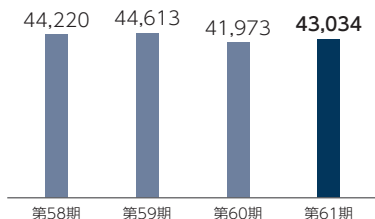


区 分		第58期	第59期	第60期	第61期
		(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高	(百万円)	47,696	48,254	47,100	48,063
経常利益	(百万円)	872	732	552	380
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	513	331	△331	86
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	21.93	14.26	△14.27	3.70
総資産	(百万円)	39,595	39,365	38,293	37,756
純資産	(百万円)	33,142	32,928	32,225	31,622
1株当たり純資産額	(円)	1,420.79	1,411.00	1,383.39	1,356.41

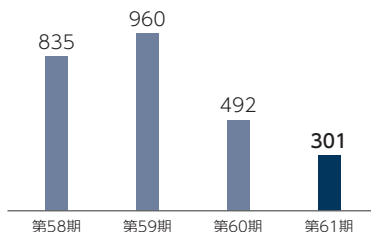
- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、普通株主に帰属しない金額を除いて算出しております。なお、算定の基礎となる株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき、自己株式を控除した株式数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

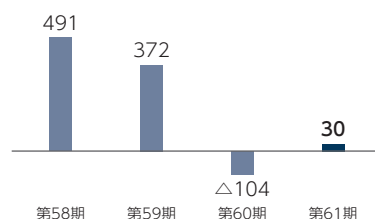
売上高 (単位：百万円)



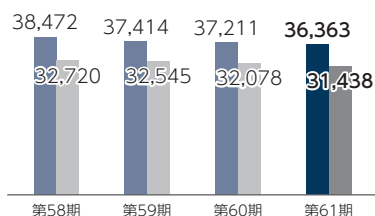
経常利益 (単位：百万円)



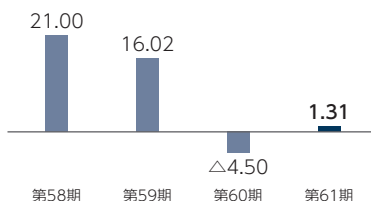
当期純利益 (単位：百万円)



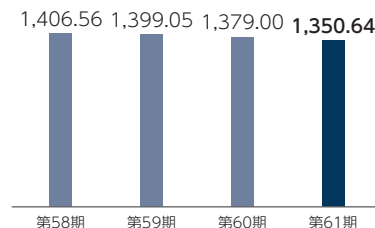
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区 分		第58期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第59期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第60期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第61期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高	(百万円)	44,220	44,613	41,973	43,034
経常利益	(百万円)	835	960	492	301
当期純利益又は 当期純損失 (△)	(百万円)	491	372	△104	30
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	21.00	16.02	△4.50	1.31
総資産	(百万円)	38,472	37,414	37,211	36,363
純資産	(百万円)	32,720	32,545	32,078	31,438
1株当たり純資産額	(円)	1,406.56	1,399.05	1,379.00	1,350.64

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、普通株主に帰属しない金額を除いて算出しております。なお、算定の基礎となる株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき、自己株式を控除した株式数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
商い支援(株)	東京都	100百万円	100%	インターネット販売業務受託
シモジマ加工紙(株)	栃木県	20	100	物流業
(株)リード商事	東京都	10	100	花材園芸業界向け店舗用品等の販売業
(有)彩光社	東京都	3	36.4 (注1)	印刷業
(株)エスティシー	東京都	90	100	紙製品・化成品等の輸入業
(株)エスパック	東京都	50	100	パッケージプラザの管理
(株)我満商店	北海道	10	100	紙製品・化成品等の販売業
ミタチパッケージ(株)	兵庫県	10	100	包装・梱包・物流資材等の販売業
朝日樹脂工業(株)	千葉県	70	100	化学樹脂製品の製造・販売業
(株)グローバルブランド (注3)	愛知県	10	100	海外物流事業及び越境E C事業

- (注) 1. (有)彩光社の議決権比率は50%以下ですが、実質的に支配しているため、子会社としたものであります。
2. 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。
3. 当社は、2021年11月12日付で、(株)グローバルブランドの全株式を取得し、同社を完全子会社としました。

(8) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

セグメント区分	主要製品	会社名
紙製品事業	紙袋、包装紙、紙器等	当社、商い支援(株)、(株)エスパック、(株)我満商店、ミタチパッケージ(株)、(株)エスティシー
化成品・包装資材事業	ポリ袋、粘着テープ、その他包装資材等	当社、商い支援(株)、(株)エスパック、(株)我満商店、ミタチパッケージ(株)、(株)エスティシー、朝日樹脂工業(株)
店舗用品事業	POP用品、文具事務用品、店舗雑貨等	当社、商い支援(株)、(株)エスパック、(株)我満商店、(株)リード商事、ミタチパッケージ(株)、(株)グローバルブランド、(有)彩光社
その他事業	上記事業の運送・保管	シモジマ加工紙(株)

(9) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

当社	① 本社	東京都台東区浅草橋五丁目29番8号
	② 営業所	東京、大阪、札幌、盛岡、仙台、新潟、金沢、埼玉、千葉、横浜、静岡、名古屋、京都、高松、広島、福岡
	③ 店舗 (東京)	馬喰横山店、浅草橋本店、ラッピング倶楽部浅草橋店、かっぱ橋店、府中店、east side tokyo、ラッピング倶楽部、 パッケージプラザ上板橋店、パッケージプラザ葛西店、パッケージプラザ小岩店、 パッケージプラザ三軒茶屋店、パッケージプラザ中野店、パッケージプラザ立川栄町店
	(大阪) (その他)	心斎橋店、船場センタービル3号館店、西梅田店、高槻店 名古屋店、明道町店、大須店(名古屋市)、岐阜店、ニューポートひたちなか店、 宇都宮店、宇都宮市場店、川口店、所沢店、松戸店、千葉店、船橋店、 西大路五条店(京都市)、三宮店(神戸市)、WRAPPLE福岡パルコ、 パッケージプラザ宮千代店(仙台市)、パッケージプラザ新潟東店、 パッケージプラザ平林店(長野市)、パッケージプラザ大宮店、パッケージプラザ柏店、 パッケージプラザ横浜店、パッケージプラザ広島西店、パッケージプラザ米子店
	④ 配送センター	田沼配送センター(栃木県佐野市) 東部配送センター(埼玉県さいたま市) 西部配送センター(大阪府大東市) 大阪南港物流センター(大阪府大阪市)
子会社	⑤ 営業拠点	商い支援(株)(東京都台東区) (株)リード商事(東京都大田区) (株)我満商店(北海道釧路市) ミタチパッケージ(株)(兵庫県姫路市) (株)グローバルブランド(愛知県名古屋市)
	⑥ 生産拠点	(有)彩光社(東京都荒川区) 朝日樹脂工業(株)(千葉県流山市)
	⑦ その他	シモジマ加工紙(株)(栃木県佐野市) (株)エスティシー(東京都台東区) (株)エスパック(東京都台東区)

(10) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
809名	2名増

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
627 (232) 名	増減なし (4名増)	38.07歳	15.40年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者は、正規就労時間による年平均人員を () 内に外数で記載しております。

(11) 主要な借入先の状況

特記すべき事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	67,000,000株
② 発行済株式の総数	24,257,826株
③ 株主数	13,726名
④ 上位10名の株主の状況	

株主名	持株数	持株比率
有限会社 謙友	4,605千株	19.78%
有限会社 ケイエヌジェイ	2,687	11.54
有限会社 和貴	2,195	9.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,011	4.34
下島 公明	724	3.11
下島 和光	713	3.06
シモジマ従業員持株会	670	2.88
日本生命保険相互会社	560	2.40
シモジマ取引先持株会	497	2.13
下島 謙司	439	1.88

- (注) 1. 持株比率は発行済の普通株式の総数から自己株式 (981千株) を控除して計算しております。
 2. 上記のほか、当社が自己株式981千株を所有しております。
 3. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 4. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (うち社外取締役)	9千株 (2)	5人 (2)
監査役 (うち社外監査役)	4 (1)	4 (2)

- (注) 1. 取締役及び監査役に対して交付した株式は、すべて譲渡制限付株式報酬として交付されたものです。
 2. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	下島 和光	
代表取締役社長	笠井 義彦	
常務取締役	下島 公明	経営企画室長
常務取締役	下島 雅幸	管理本部長兼人事部長
取締役	小野寺 仁	商品統括本部長兼SCM部長 商い支援(株)代表取締役社長 朝日樹脂工業(株)取締役会長 シモジマ加工紙(株)代表取締役社長
取締役	川原 利治	営業統括本部長
取締役	梅野 勉	日邦産業(株)取締役 (監査等委員)
取締役	岩崎 剛幸	ムガマエ(株)代表取締役社長 (株)アールエイジ取締役 (監査等委員)
取締役	金井 千尋	金井千尋公認会計士事務所代表 国立研究開発法人物質・材料研究機構監事 農水産業協同組合貯金保険機構監事 (株)井ノ瀬運送監査役 清令監査法人社員
常勤監査役	古橋 孝夫	
常勤監査役	肥田 耕一	
監査役	佐藤 裕一	公認会計士佐藤裕一事務所代表
監査役	榎本 峰夫	榎本・松井法律事務所主宰

- (注) 1. 取締役梅野勉氏、取締役岩崎剛幸氏、並びに取締役金井千尋氏は、社外取締役であります。
2. 取締役梅野勉氏は、企業経営者として豊富な経験を有しております。
3. 取締役岩崎剛幸氏は、経営コンサルタントとして豊富な経験を有しております。
4. 取締役金井千尋氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する知見を有しております。
5. 監査役佐藤裕一氏並びに監査役榎本峰夫氏は、社外監査役であります。
6. 監査役佐藤裕一氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する知見を有しております。
7. 監査役榎本峰夫氏は、弁護士（東京弁護士会）の資格を有し、法令順守及びガバナンス、監査体制等に関する知見を有しております。
8. 当社は2014年6月24日より、執行役員制度を導入しております。

(注) 9. 執行役員の地位及び担当等の状況 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常務取締役上席執行役員	下島 公明	経営企画室長
常務取締役上席執行役員	下島 雅幸	管理本部長兼人事部長
取締役上席執行役員	小野寺 仁	商品統括本部長兼SCM部長 商い支援(株)代表取締役社長、朝日樹脂工業(株)取締役会長 シモジマ加工紙(株)代表取締役社長
取締役上席執行役員	川原 利治	営業統括本部長
上席執行役員	下島 謙司	グループ管理室長
執行役員	加藤 吉信	管理本部副本部長兼経理部長
執行役員	服部 進吉	営業統括本部副本部長 (株)エスパック代表取締役社長
執行役員	島田 浩一	営業統括本部副本部長
執行役員	大貫 学	商品本部長兼品質管理部長 (株)エステシー代表取締役社長
執行役員	渡辺 昭一	営業統括本部副本部長 シモジマ加工紙(株)取締役 ミタチパッケージ(株)代表取締役社長

10. 当事業年度中における取締役・執行役員の地位・担当及び重要な兼職の異動状況は以下のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
下島 和光	代表取締役社長	代表取締役会長	2021年4月1日
笠井 義彦	代表取締役専務上席執行役員 営業統括本部長兼営業部長	代表取締役社長	2021年4月1日
川原 利治	取締役上席執行役員販売本部長	取締役上席執行役員営業統括本部長	2021年4月1日
服部 進吉	執行役員営業本部副本部長	執行役員営業統括本部副本部長	2021年4月1日
島田 浩一	執行役員販売本部副本部長	執行役員営業統括本部副本部長	2021年4月1日
渡辺 昭一	執行役員営業本部副本部長	執行役員営業統括本部副本部長	2021年4月1日

(注) 11. 当事業年度末日の翌日以降における取締役・監査役・執行役員の地位・担当及び重要な兼職の異動予定は以下のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動予定日
下島 雅幸	常務取締役上席執行役員 管理本部長兼人事部長	代表取締役専務上席執行役員 管理本部長兼人事部長	2022年6月23日
小野寺 仁	取締役上席執行役員 商品統括本部長兼SCM部長	常務取締役上席執行役員 経営企画本部長兼SCM部長	2022年6月23日
川原 利治	取締役上席執行役員 営業統括本部長	常務取締役上席執行役員 営業統括本部長	2022年6月23日
服部 進吉	執行役員営業統括副本部長	取締役上席執行役員 営業統括副本部長	2022年6月23日
大貫 学	執行役員商品本部長 兼品質管理部長	取締役上席執行役員商品本部長 兼品質管理部長	2022年6月23日
島田 浩一	執行役員営業統括副本部長	上席執行役員営業統括副本部長	2022年6月23日
肥田 耕一	常勤監査役	執行役員商品本部副本部長 兼第二商品部長	2022年6月23日
池田 裕子	経理部部長	執行役員管理本部副本部長兼経理部長	2022年6月23日
尾尻 慎吾	マーケティング本部長	執行役員マーケティング本部長	2022年6月23日
高野 雅司	広報室長	執行役員経営企画部長兼広報室長	2022年6月23日

12. 当事業年度末日の翌日以降に退任する予定の取締役・監査役・執行役員は以下のとおりです。

氏名	退任予定日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
下島 和光	2022年6月23日	任期満了	代表取締役会長
下島 公明	2022年6月23日	任期満了	常務取締役上席執行役員経営企画室長
加藤 吉信	2022年6月23日	任期満了	執行役員管理本部副本部長兼経理部長
肥田 耕一	2022年6月23日	任期満了	常勤監査役

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である梅野勉氏、岩崎剛幸氏と金井千尋氏、及び社外監査役である佐藤裕一氏と榎本峰夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する額としております。

③ 独立役員の届出

当社は、社外取締役である梅野勉氏、岩崎剛幸氏と金井千尋氏、及び社外監査役である佐藤裕一氏と榎本峰夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。

④ 取締役及び監査役に対する報酬等

i) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

a. 2022年3月期における方針

当社は、1994年6月30日開催の第33回定時株主総会において、取締役の報酬額を年間総額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）とし、監査役の報酬額を年間総額100百万円以内とする旨決議をいただいております（当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名、監査役の員数は、1名です）。当該決議を踏まえ、2021年2月22日開催の当社取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、2021年6月23日開催の第60回定時株主総会では、取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定に関する件につきご承認いただきました。

これらの決議を踏まえた、当事業年度における当社の方針は、以下のとおりであります。なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a) 基礎報酬及び賞与に関する方針

基礎報酬は、地位・就任年数・役職等に応じて決定されます。

賞与は、基礎賞与と業績に基づく調整を行った業績賞与を合算して決定されます。

b) 業績連動報酬等に関する方針

該当事項はありません。

c) 非金銭報酬等に関する方針

上掲の第60回定時株主総会決議により、各取締役及び各監査役は、譲渡制限付株式の付与を受けうることとなりました。付与の総数は、報酬枠の内枠内で、各取締役及び各監査役が選択することとなります。

d) 報酬等の割合に関する方針

基礎報酬と業績連動報酬等、非金銭報酬等に関する構成比率は、各取締役及び各監査役が報酬枠の内枠の範囲内で選択した譲渡制限付株式の付与のための金銭債権の額により変動いたします。

e) 報酬等の付与時期や条件に関する方針

報酬等の付与の時期や条件に関する決定は、前事業年度の業績が確定した5月初旬以降に開催される取締役会にて行われます。

f) 報酬等の決定の委任に関する方針

報酬等の内容の決定権限は、取締役会にあります。取締役会は、任意の指名報酬委員会に役員の報酬等決定案の諮問を行い、その答申を受けています。任意の指名報酬委員会は、社外取締役3名、社外監査役2名、代表取締役2名より構成され、社外取締役を議長としています。

g) 上記のほか報酬等の決定に関する方針

本方針は、社外役員が過半数を占める任意の指名報酬委員会に対して当社取締役会が行った諮問とそれに対する同委員会の答申に基づくものです。

なお、監査役の報酬等は、株主総会で定められた限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

b. 2023年3月期における方針

2022年5月11日開催の当社取締役会におきましては、従来の「基礎報酬と賞与」という体系を改め、固定報酬としての「基本報酬」と変動報酬としての「業績連動報酬等」という2つの体系を2022年7月より導入する旨を決議いたしました。同方針は、コーポレートガバナンスに関する当社の基本方針に基づき、各役員が業務執行・経営監督に関する機能を適切、かつ十分に発揮することにより、当社グループの持続的成長と継続的な企業価値や株主価値の向上に資するよう定められています。

報酬等の水準については当社の発展を担う有為な人材を確保・維持できるレベルを目標としています。

a) 役員報酬等の構成について

・業務執行取締役の報酬等の体系は各役員の役割や職責に基づいて支給される「基本報酬(固定報酬)」と業績等に連動して決定される「業績連動報酬等(変動報酬)」の2種類構成といたします。上記報酬の構成比率は、基本報酬：業績連動報酬等(基準額)の比率を88：12といたします。

・業務執行から独立した立場にある社外取締役および監査役には、業績連動報酬等は相応しくないため、基本報酬のみの支給としています。

[基本報酬]

- ・基本報酬は職責に応じた堅実な職務執行を促すことを目的としています。
- ・基本報酬額は役位・就任年数・職責を勘案し、経験値・評価等を調整の上決定されます。

[業績連動報酬等]

- ・業績連動報酬等はグループの成長に向けた業績向上の意識を高めることを目的としています。(業務執行から独立した立場にある社外取締役および監査役には、業績連動報酬等は相応しくないため、基本報酬のみの支給としています。)
- ・業績連動報酬等総額は業績連動報酬等基準額に、特定する業績指標の目標値達成度および前年度実績値に対する達成度を反映した業績指標を乗じて決定いたします。

(注1) 業績連動報酬等基準額は、直近10年間における連結当期純利益の平均額を基礎値とし、当該金額に一定の割合を乗じて算出された金額といたします(ただし、報酬等の額の上限については、基準額の200%とします)。

(注2) 業績指標は、i)連結売上高、ii)連結営業利益、iii)EPS(一株当たり利益)をもとに、各指標の目標値(事業計画値)および前年度における実績値に対する達成度に応じて算定した係数となります。具体的には、下記の各基本指標とそれに関する各割合との積を合算した値となります。

基本指標	割合
連結売上高に関する達成率（予算対比）	15%
連結売上高に関する達成率（実績対比）	15%
連結営業利益に関する達成率（予算対比）	20%
連結営業利益に関する達成率（実績対比）	20%
E P S（1株当たり連結当期純利益）に関する達成率（予算対比）	15%
E P S（1株当たり連結当期純利益）に関する達成率（実績対比）	15%

上掲各基本指標は、当社の業績向上と本業の発展、株主の皆さまへの利益還元への寄与を重視する視点から選択しております。

業績連動報酬等の額 = (直近10年間における連結当期純利益の平均の一定割合) × Σ (各基本指標 × 各割合)

なお、取締役の報酬等の額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとしたと存じます。

[非金銭報酬等]

上掲の第60回定時株主総会決議により、各取締役及び各監査役は、譲渡制限付株式の付与を受けうることとなりました。付与の総数は、上掲の①基本報酬の内枠内で、各取締役及び各監査役が選択することとなります。

b) 報酬等の付与時期や条件に関する方針

報酬等の付与の時期や条件に関する決定は、前事業年度の業績が確定した5月初旬以降に開催される取締役会にて行います。

c) 報酬等に関するガバナンスについて

- ・役員報酬等に関する方針・内容の決定権限は、当社取締役会にあります。同決定につき、取締役会は、任意の指名報酬委員会に対して諮問を行い、その答申を受けており、当事業年度に係る各取締役に対する報酬等の決定に際しても、指名報酬委員会からの同答申を尊重し、上掲方針に沿うものと判断しております。
- ・前事業年度における指名報酬委員会の活動状況は以下の通りであります。指名報酬委員会は前事業年度における14回開催中の7回にて業績連動報酬等に関する審議を行いました。

氏名	役位	在任期間	出席状況 (2022年3月期)
梅野 勉	社外取締役(委員長)	5年	14回/14回
岩崎 剛幸	社外取締役	1年	14回/14回
金井 千尋	社外取締役	0年	10回/10回
佐藤 裕一	社外監査役	5年	14回/14回
榎本 峰夫	社外監査役	5年	14回/14回
下島 和光	代表取締役会長	5年	14回/14回
笠井 義彦	代表取締役社長	2年	14回/14回

- ・当社の役員報酬等のあり方につきましては、今後も株主の利益を尊重した経営を図りつつ役員の健全なインセンティブ確保を図るべく、非金銭報酬等も含め継続して検討を行ってまいります。

ii) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			基本報酬	賞与	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	9名 (3)	218 (16)	194 (13)	13 (0)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	45 (12)	39 (9)	0 (0)	5 (2)
合計 (うち社外役員)	13 (5)	264 (28)	234 (23)	14 (0)	15 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社は、2007年6月27日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いたしております。
3. 当事業年度末日現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）、監査役は4名（うち社外監査役2名）であります。

4. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、当社では、1994年6月30日開催の第33回定時株主総会において決議された取締役及び監査役の報酬限度額枠の内枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、2021年6月23日開催の第60回定時株主総会にてご承認をいただいております。その付与のために支給する金銭報酬の総額は、取締役については年額100百万円（うち社外取締役分は年額7百万円）以内、監査役については年額20百万円以内とし、上記枠内で現金給付の一部（20%以内）を株式に振り替えうるものとします。また、各対象役員への具体的な配分については、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役会の決議によって決定いたします。対象役員は、各決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付され、当社の普通株式について発行又は処分を受け、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、取締役について年8万株（うち社外取締役分は年5千6百株）以内、監査役について年1万6千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とします。

その1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。なお、本制度は、ご承認いただいている報酬枠の内枠で導入するものであることに鑑み、支給された金銭報酬債権を払込んで当社の普通株式を報酬として受け取るか、又は、支給された金銭報酬債権をそのまま行使し金銭報酬を受け取るかを、各対象役員が選択できる制度としております。

iii) 社外役員が当社の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員として行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております（ただし、利益や便宜供与の違法な取得、法令違反、インサイダー取引、任務懈怠等の不当な行為等の場合を除く。また、免責金額の定めが設けられております）。

当該契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況等及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職する法人等	兼職先と当社との関係
取締役	梅野 勉	日邦産業(株)取締役（監査等委員）	当該会社と当社との間には特別な関係はありません。
取締役	岩崎 剛幸	ムガマエ(株)代表取締役社長	当該会社と当社との間には特別な関係はありません。
		(株)オールエイジ取締役（監査等委員）	当該会社と当社との間には特別な関係はありません。
取締役	金井 千尋	金井千尋公認会計士事務所代表	当該会社と当社との間には特別な関係はありません。
		国立研究開発法人 物質・材料研究機構 監事	当該会社と当社との間には特別な関係はありません。
		農水産業協同組合貯金保険機構監事	当該会社と当社との間には特別な関係はありません。
		(株)井ノ瀬運送監査役	当該会社と当社との間には特別な関係はありません。
		清令監査法人社員	当該会社と当社との間には特別な関係はありません。
監査役	佐藤 裕一	公認会計士佐藤裕一事務所代表	当該事務所と当社との間には特別な取引関係はありません。
監査役	榎本 峰夫	榎本・松井法律事務所主宰	法律顧問契約を締結しておりますが、当該事務所と当社との間における取引額は当社の連結売上高の1%未満です。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
取締役	梅野 勉	14/14 回	—	企業経営者としての豊富な経験を活かし、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜発言を行っていただくことを期待しております。当事業年度では、取締役会にてM&A、中長期計画、物流体制、新市場区分への対応、IR政策等について客観的なご発言をいただきました。加えて、指名報酬委員会にも14回開催中14回出席していただき、その委員長として、客観的・中立的見地から社長選定や役員報酬決定につき監督機能を果たしていただいております。
取締役	岩崎 剛幸	14/14 回	—	経営コンサルタントとしての豊富な経験を活かし、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するため、発言を行っていただいております。当事業年度は、取締役会にてM&A、中長期計画、物流体制、商品政策等につき積極的なご発言いただいたほか、専門性を踏まえた建設的で効果的なご助言をいただきました。加えて、指名報酬委員会にも14回開催中14回ご出席いただき、経営に関する深く幅広い知見を活かしたご発言をいただいております。
取締役	金井 千尋	10/10 回	—	公認会計士としての専門的な見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため、発言を行っていただいております。当事業年度は、取締役会にて店舗政策、新市場区分への対応、物流改善策等につき積極的なご発言いただいたほか専門性を踏まえた建設的で効果的なご助言をいただきました。加えて、指名報酬委員会にも10回開催中10回ご出席いただき、経営に関する深く幅広い知見を活かしたご発言をいただいております。
監査役	佐藤 裕一	14/14 回	17/17 回	公認会計士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜発言を行い、また、監査役会においては、実効性の高い監査実現のため適宜発言を行っております。加えて、指名報酬委員会にも14回開催中14回出席し、議論の状況について会計的見地から監視を行っております。
監査役	榎本 峰夫	14/14 回	17/17 回	弁護士として豊富な経験と当社を取り巻く経営環境にも精通しており、専門的かつ客観的な視点で取締役会において適切な助言・意見を述べております。また、監査役会においては、公正性と透明性のある監査体制等の適宜発言を行っております。加えて、指名報酬委員会にも14回開催中14回出席し、議論の適正について監視を行っております。

③ 補欠監査役

補欠監査役につきましては、2018年6月26日開催の第57回定時株主総会において、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、唐澤貴夫氏の選任にご承認を得られています。また、その選任の効力につきましては、当社定款第32条第4項にて当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとしています。

なお、同氏が監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

また、当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者への賠償請求による損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、利益や便宜供与の違法な取得、法令違反、インサイダー取引、任務懈怠等の不当な行為等の場合を除く）。各候補者が補欠監査役に選任され監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	41

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 取締役が決定した会計監査人の報酬等の額について、監査役会が同意した理由は、会計監査人との監査契約との内容に照らして、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性及び報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、当該報酬等の額は相当であると判断したためであります。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、取締役会において下記のとおり基本方針を定めております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスの推進活動に係る基本的事項であるコンプライアンス基本規程と取締役をはじめ全従業員の規範や基準であるコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱（行動羅針盤）を制定し、コンプライアンスの徹底をはかります。
- ・社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、その構成員として内部統制委員会より指名された各部門長を配置しています。また、コンプライアンス担当役員を設置し、内部統制委員会の中でコンプライアンスに係る項目の審議をしております。
- ・企業活動に関する法令を洗い出し、リスク評価を行い予防措置、対処方法、是正手段を検討します。
- ・監査役により関連規程と監査基準に基づく独立した立場からの客観的な監査役監査を実施します。
- ・社外取締役3名を選任し、事業に関するアドバイス及び取締役等の職務遂行のモニタリングが実施される体制を整え、業務執行に対する監督の強化をはかり、役員の指名や報酬決定においてその意見を尊重します。
- ・取締役会の評価を実施し、その運営の適正をはかります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、執行役員会議事録、決裁申請書、稟議書その他の職務の執行に係る文書等の情報は、文書管理規程にしたがい保存及び管理を行います。なお、機密文書については、各部署が重要性の高い文書を指定機密文書として適切な利用並びに管理を行います。
- ・情報システム管理規程に加えて情報セキュリティ管理規程を制定し、情報セキュリティ委員会を設置して、財務諸表の作成に資することはもとより情報システムに関する電子情報全般の管理体制の確立を行うとともに、個人情報保護規程を制定し、個人情報保護方針の周知と個人情報の管理を徹底します。
- ・マイナンバーに関しても、安全管理体制の確保に努めます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i) 内部統制規程 担当部署または内部統制委員会において、与信リスク、安全衛生リスク等、ビジネス活動で直面するリスクの特定、評価、対応を含めたリスクマネジメントを推進し、リスクに対応した基準やマニュアル等の策定を行います。その活動の概要は定期的に取り締役会へ報告します。
- ii) 危機管理規程 災害等（地震、火災、新型インフルエンザ、その他）に起因する緊急事態について、災害対策本部を設置して、各部署に委員を配置します。また、首都圏直下型地震に備え、人命の安全確保及び事業早期再開の取り組みに関するマニュアルを策定しています。
- iii) 内部者取引防止規程 社内情報管理の強化をはかるとともにインサイダー取引を未然に防止し、証券市場における信頼を確保することに努めます。また、インサイダー取引防止のため幹部従業員等への研修をします。
- iv) 情報システム管理規程・個人情報保護規程・情報セキュリティ管理規程 情報漏洩リスク及び情報セキュリティの全社管理・統括を実行します。通販関連部門でのISO27001の認証取得を基礎として、情報セキュリティ体制のさらなる拡充を図ります。
- v) 反社会的取引防止規程 反社会的勢力との取引の防止に必要な社内体制や手続きについて定め、社会規範を尊重して良識ある企業活動を心がけます。
- vi) 品質管理規程 品質管理委員会を設置して、製品安全法令等を順守し、商品品質管理を適切に実施します。
- vii) 関係会社管理規程 重要な契約の締結、重要な投融資等は子会社等からの要請により当社で内容審議し、損失の危険の抑制をはかります。
- viii) 内部監査規程 監査室を中心として内部監査を実施することにより、各部門での損失・危険の拡大防止をはかります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は原則、取締役会を毎月1回、また、取締役等で構成する執行役員会を月2回開催し、業務の全般的執行方針及び重要な業務の実施等に関し、多面的な検討を経て適切に決定するため、協議や報告を行います。
- ・業務の効率的運用や責任体制の確立をはかるため、並びに執行役員制の導入により組織規程、業務分掌規程、職務権限規程並びに職務権限基準等を見直すとともに取締役会付議基準や決裁手続きを定めています。
- ・中期経営方針に基づき、中期経営計画の策定及び各部門長方針を策定し、定めた方法により経営計画の進捗状況の確認や経営目標の達成度向上をはかります。
- ・執行役員制度を導入し取締役会における決定事項に基づいて、代表取締役のもと執行役員は業務執行を迅速に遂行する体制を整えています。

- ・企業統治を強化し、企業価値の維持と向上を図るべく、社外役員を中心に構成される指名報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬については同委員会に諮問し、その答申を受けたうえで決定します。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス基本規程と全従業員の規範や基準であるコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱（行動羅針盤）を制定して、全従業員がルールを順守し誠実かつ公正に業務遂行するようコンプライアンスの徹底をはかります。
- ・当社及び子会社等の全従業員に規範や基準を明確にするため、当社のコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱（行動羅針盤）を配布し常時見られるようにしています。
- ・各部門は、企業活動に関連する法令を洗い出し、リスク評価を実施し予防措置、対処方法、是正手段を検討します。
- ・企業取引の公正化をより進行させることで、下請法（下請代金支払遅延等防止法）マニュアルの整備をはかり順守しています。
- ・就業規則等により、営業秘密の漏洩防止をはかります。また、ストレスチェックの着実な実施により、従業員のメンタルヘルスの確保をはかります。
- ・業務執行部門から独立した内部監査部門が、各部署の業務プロセス等を定期的に監査し、業務活動の有効性、適法性、社内規程の順守等に関する検証を行っています。監査結果や改善の要否を社長へ報告するとともに、改善指導事項を各部門へ通知し、各部門は是正を行います。
- ・コンプライアンス担当部署、内部監査部門は、平素より監査役と連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討します。
- ・従業員等が、法令順守上疑義のある行為等について直接情報提供が行えるように、社内通報規定に基づき相談・通報窓口を設置しています。
- ・子会社等は、コンプライアンスに係る諸規程を制定し、子会社等の社長及び各部門長が実行します。

⑥ 当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社等に対する統一的な管理事項を定めた関係会社管理規程を制定するとともに、管理部署は子会社等が行う重要事項に関して承認基準を制定しこれに基づいて実行します。子会社等の取締役等は、同規程に基づき、毎四半期単位に経営状況と今後の方針等を当社の取締役等へ報告します。

- ・ 出向規程に基づき、常勤・非常勤に係らず子会社等の取締役または監査役として本社従業員等を派遣し業務及び会計の状況を定常的に監督します。
- ・ 企業集団の業務運営状況を把握しその改善をはかるため、内部監査規程に基づき業務執行部門から独立した内部監査部門が各子会社等の内部監査を実施するとともに財務報告の信頼性及び業務の適正を確保することを目指します。
- ・ 子会社等は短期利益計画を立案し、これを当社の取締役会にて審議・承認することにより、子会社等の取締役等の職務の実効性を高めます。子会社等の取締役は、経営計画との齟齬が生じた場合、毎月の会議体及び幹部従業員とのコミュニケーション等により計画修正し職務遂行をはかります。
- ・ 子会社等の従業員等に対して規範や基準を明確にするため、子会社等においてもコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱（行動羅針盤）を順守します。
- ・ 子会社等との取引については、基本契約や社内規定等に基づき市場価格によって適切に行います。
- ・ 子会社等の従業員等が、法令順守上疑義のある行為等について直接情報提供が行えるように子会社等においても相談・通報窓口を制定します。

⑦ 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・ 監査役からの要請に基づき、監査役の職務を補助するために必要な要員を配置します。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査役職務を補助する使用人に対しては、当社の他の部署に属さないこととし独立した対応を確保します。
- ・ 監査役補助員の独立性は、取締役会の指揮命令系統には属さず、監査役職務の補助にあたり監査役補助員に対する人事異動・人事評価・懲戒処分その他人事上の措置は、取締役会の承認を得ます。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとします。

⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 内部監査部署が実施した内部監査の結果や内部統制委員会・コンプライアンス委員会等の活動状況について監査役に報告します。また、監査役が追加監査の必要性を認めたときは、追加監査の実施または業務改善等の施策の実施を求めることができます。

- ・社内通報規定に基づく相談・通報制度により、経営幹部等の不正が通報された場合は、速やかに監査役に報告します。
- ・取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければなりません。
- ・子会社等の取締役会またはこれに準ずる会議体に出席した当社の非常勤役員等がコンプライアンス等に係る事項は監査役に報告します。
- ・子会社等を監査する際、当社の監査役は監査対象項目としてコンプライアンスに係る項目も監査・確認します。
- ・子会社等についても、公益通報者保護法に基づき、社内通報規定を制定し社内通報制度を行った従業員等に対して不利益な取扱をしないこと並びに個人情報保護は担保しています。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役及び監査役会は、監査の実施にあたり、内部監査部門及び会計監査人と連携することができるほか、取締役会・執行役員会等の重要な会議に出席することができ、その場において必要な意見を述べ、または説明を求めることができます。また、内部監査部門は、取締役会及び監査役会の双方に対して報告を行います。
- ・監査役は社長並びに取締役、内部監査部署及び会計監査人とは、意思疎通をはかるため定期的に意見交換会を開催します。
- ・監査役は会計監査人を監視及び検証し、会計監査人の独立性を確保するとともに会計監査人の監査報告について独自に報告を受けられます。

なお、前11項に係る社内規程、規定、制度、マニュアル、手続き等は各担当部門において継続的に見直し、必要に応じて改廃、制定、改善等を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 会議の開催状況

- i) 取締役会 当事業年度において計14回開催し、中期経営計画、新役員報酬体系、M&A、新市場区分、物流、IRの拡充、DXの推進、宣伝広告、店舗政策、内部統制等の重要事項について、職務執行の適切性、効率性等の観点から審議を行いました。
- ii) 監査役会 計17回開催し、業務監査・内部統制監査の報告を行いました。
- iii) 執行役員会 計23回開催し、労働時間管理、中期経営計画、DXの推進、店舗オペレーション、ITシステム、物流の改善、カタログ製作、社内規程整備等に関する調整を行いました。
- iv) 内部統制委員会 計4回開催し、各種法令への対応や、衛生管理・倒産・情報セキュリティ等のリスクへの対処等を議論いたしました。
- v) コンプライアンス委員会 計4回開催し、社内の不祥事の防止、規程整備等について議論しました。
- vi) 環境プロジェクト 計4回開催し、環境配慮型商品の拡販、消費電力の削減等について議論しました。
- vii) 品質管理委員会 計4回実施し、品質事故への対応等について議論しております。
- viii) 情報セキュリティ委員会 計12回開催し、情報セキュリティリスクへの対応、情報セキュリティ教育等について審議を行っております。
- ix) 衛生委員会 計12回開催し、労働時間の削減、新型コロナ対策等について議論を行っております。また、従業員の健康促進を図るべく、健康診断の受診勧奨を推進について議論を行っております。

② リスク管理

当事業年度は以下を重点項目として対処しました。

- i) 新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き様々な対策を実施いたしました（検査体制の整備、ワクチン接種の推進、在宅勤務の推進、従業員の衛生管理の強化等）。
- ii) 情報セキュリティに関しては、通販に関連するマーケティング部門と情報システム部においてISO27001の認証を取得し、体制の充実を図っており、本事業年度では、同認証の適用範囲をラッピング倶楽部に拡張したほか、「情報セキュリティ」に関するeラーニングを実施し、従業員の見識の向上を図りました。

③ 適正な財務報告の確保

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価（J-SOX）に関しては、経営企画室及び監査室を中心に組織的な整備評価、運用評価を行い、統制の有効性を確認しています。

④ 監査

企業集団における業務の適正性を確保するために、監査役及び監査室による定期的な業務監査・内部統制監査等を実施し、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況の検証を行っております。

⑤ コンプライアンス

法令の順守、社会的要請への対応を図るべく、規程整備、社外専門家を招聘した社内教育等を実施しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		
科目	前期(ご参考)	当期
流動資産	20,105	19,154
現金及び預金	7,629	6,035
受取手形及び売掛金	5,872	6,293
電子記録債権	757	807
商品及び製品	4,908	5,019
原材料及び貯蔵品	489	494
その他	460	516
貸倒引当金	△14	△12
固定資産	18,188	18,601
有形固定資産	12,603	12,578
建物及び構築物	3,956	3,866
機械装置及び運搬具	402	424
土地	7,762	7,762
リース資産	369	332
その他	113	192
無形固定資産	1,370	1,831
のれん	254	653
リース資産	38	31
その他	1,077	1,147
投資その他の資産	4,214	4,191
投資有価証券	741	558
長期貸付金	344	337
繰延税金資産	657	730
保険積立金	2,131	2,251
その他	434	401
貸倒引当金	△95	△87
資産の部合計	38,293	37,756

負債の部		
科目	前期(ご参考)	当期
流動負債	4,795	4,876
支払手形及び買掛金	2,699	2,915
1年内返済予定の長期借入金	2	6
リース債務	129	126
未払法人税等	78	141
契約負債	—	46
賞与引当金	336	333
役員賞与引当金	21	23
その他	1,527	1,283
固定負債	1,272	1,257
長期借入金	77	122
リース債務	406	345
再評価に係る繰延税金負債	277	277
退職給付に係る負債	232	315
資産除去債務	39	38
その他	239	158
負債の部合計	6,067	6,134
純資産の部		
株主資本	37,850	37,413
資本金	1,405	1,405
資本剰余金	1,304	1,304
利益剰余金	36,255	35,802
自己株式	△1,114	△1,098
その他の包括利益累計額	△5,677	△5,847
その他有価証券評価差額金	437	310
繰延ヘッジ損益	55	35
土地再評価差額金	△6,195	△6,195
退職給付に係る調整累計額	25	1
非支配株主持分	52	57
純資産の部合計	32,225	31,622
負債及び純資産の部合計	38,293	37,756

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	前期(ご参考)	当期
売上高	47,100	48,063
売上原価	32,038	33,091
売上総利益	15,061	14,971
販売費及び一般管理費	14,786	14,927
営業利益	275	44
営業外収益	343	415
営業外費用	66	79
経常利益	552	380
特別利益	193	7
保険解約返戻金	37	7
関係会社株式売却益	155	—
特別損失	1,114	128
減損損失	1,106	19
出資金評価損	7	—
解体撤去費用	—	109
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	△369	259
法人税、住民税及び事業税	255	153
法人税等調整額	△229	14
当期純利益又は当期純損失 (△)	△395	91
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△64	5
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△331	86

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,405	1,304	36,255	△1,114	37,850
会計方針の変更による累積的影響額			△27		△27
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,405	1,304	36,227	△1,114	37,823
当期変動額					
剰余金の配当			△511		△511
親会社株主に帰属する当期純利益			86		86
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		15	15
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△0	△425	15	△409
当期末残高	1,405	1,304	35,802	△1,098	37,413

	その他の包括利益累計額						非 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	437	55	△6,195	25	△5,677	52	32,225	
会計方針の変更による累積的影響額							△27	
会計方針の変更を反映した当期首残高	437	55	△6,195	25	△5,677	52	32,198	
当期変動額								
剰余金の配当							△511	
親会社株主に帰属する当期純利益							86	
自己株式の取得							△0	
自己株式の処分							15	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△127	△19	—	△23	△170	5	△165	
当期変動額合計	△127	△19	—	△23	△170	5	△575	
当期末残高	310	35	△6,195	1	△5,847	57	31,622	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		
科目	前期(ご参考)	当期
流動資産	18,032	16,656
現金及び預金	6,724	4,942
受取手形	354	324
電子記録債権	663	700
売掛金	4,775	5,106
商品	4,592	4,692
原材料及び貯蔵品	391	366
その他	538	528
貸倒引当金	△8	△7
固定資産	19,179	19,707
有形固定資産	11,676	11,632
建物	3,627	3,535
構築物	23	31
機械装置	317	343
車両運搬具	0	0
工具・器具及び備品	101	156
土地	7,239	7,239
リース資産	367	305
建設仮勘定	—	20
無形固定資産	1,053	1,114
ソフトウェア	986	1,055
リース資産	38	31
その他	28	28
投資その他の資産	6,448	6,960
投資有価証券	691	507
関係会社株式	2,181	2,690
出資金	1	1
長期貸付金	668	637
繰延税金資産	625	694
敷金及び保証金	329	312
保険積立金	1,960	2,124
その他	83	76
貸倒引当金	△93	△84
資産の部合計	37,211	36,363

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

負債の部		
科目	前期(ご参考)	当期
流動負債	4,068	3,988
支払手形	39	43
買掛金	2,140	2,224
リース債務	129	118
未払金	927	875
未払費用	237	94
未払法人税等	57	110
契約負債	-	46
賞与引当金	302	302
役員賞与引当金	20	22
その他	213	150
固定負債	1,064	936
リース債務	405	323
長期預り敷金保証金	109	114
退職給付引当金	140	183
長期未払金	91	-
再評価に係る繰延税金負債	277	277
資産除去債務	39	38
負債の部合計	5,132	4,925
純資産の部		
株主資本	37,781	37,287
資本金	1,405	1,405
資本剰余金	1,304	1,304
資本準備金	1,273	1,273
その他資本剰余金	31	31
利益剰余金	36,181	35,672
利益準備金	351	351
その他利益剰余金	35,829	35,320
固定資産圧縮積立金	41	39
別途積立金	35,800	35,200
繰越利益剰余金	△11	81
自己株式	△1,109	△1,094
評価・換算差額等	△5,702	△5,849
その他有価証券評価差額金	437	310
繰延ヘッジ損益	55	35
土地再評価差額金	△6,195	△6,195
純資産の部合計	32,078	31,438
負債及び純資産の部合計	37,211	36,363

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	前期(ご参考)	当期
売上高	41,973	43,034
売上原価	28,330	29,303
売上総利益	13,642	13,730
販売費及び一般管理費	13,404	13,770
営業利益又は営業損失 (△)	238	△39
営業外収益	302	368
受取利息及び配当金	13	8
受取賃貸料	99	195
その他	189	164
営業外費用	48	26
その他	48	26
経常利益	492	301
特別利益	171	-
関係会社清算益	133	-
保険解約返戻金	37	-
特別損失	888	181
減損損失	868	19
関係会社株式評価損	20	52
解体撤去費用	—	109
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△224	120
法人税、住民税及び事業税	129	82
法人税等調整額	△249	7
当期純利益又は当期純損失 (△)	△104	30

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金				利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他剰余金	資本剰余金	本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	1,405	1,273	31	1,304	351	41	35,800	△11	36,181	△1,109	37,781	
会計方針の変更による累積的影響額								△27	△27		△27	
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,405	1,273	31	1,304	351	41	35,800	△39	36,153	△1,109	37,753	
当期変動額												
固定資産圧縮積立金の取崩						△2		2	—		—	
別途積立金の取崩							△600	600	—		—	
剰余金の配当								△511	△511		△511	
当期純利益								30	30		30	
自己株式の取得			△0	△0						△0	△0	
自己株式の処分										15	15	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)												
当期変動額合計	—	—	△0	△0	—	△2	△600	120	△481	15	△465	
当期末残高	1,405	1,273	31	1,304	351	39	35,200	81	35,672	△1,094	37,287	

	評価・換算差額等							純資産合計
	その他評価差額	有価証券評価差額	繰延税金資産	ヘッジ利益	土地再評価差額	評価差額	・換算差額	
当期首残高		437		55		△6,195	△5,702	32,078
会計方針の変更による累積的影響額								△27
会計方針の変更を反映した当期首残高		437		55		△6,195	△5,702	32,051
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩								—
別途積立金の取崩								—
剰余金の配当								△511
当期純利益								30
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								15
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		△127		△19		—	△147	△147
当期変動額合計		△127		△19		—	△147	△613
当期末残高		310		35		△6,195	△5,849	31,438

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社シモジマ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福原正三
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江村羊奈子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シモジマの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シモジマ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社シモジマ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 福原正三
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 江村羊奈子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シモジマの2021年4月1日から2022年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室を含む使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、執行役員会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書、契約書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社シモジマ 監査役会

常勤監査役 古橋孝夫 ㊟

常勤監査役 肥田耕一 ㊟

社外監査役 佐藤裕一 ㊟

社外監査役 榎本峰夫 ㊟

以 上

以 上

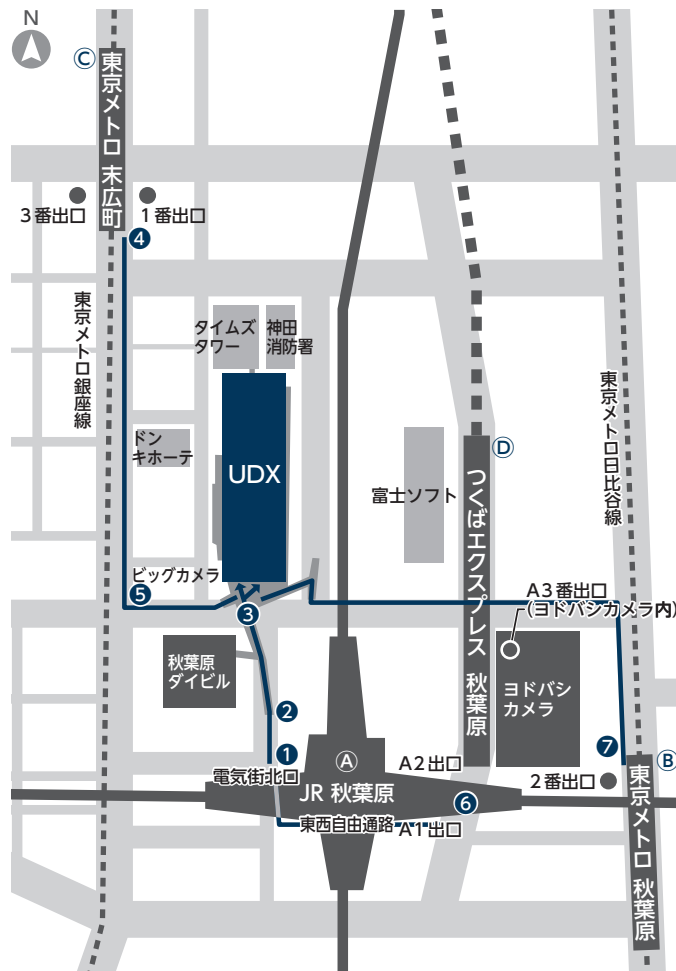
定時株主総会会場ご案内図

会場

秋葉原UDX 4階 Next-1

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

電話 (03) 3254-8421



最寄駅

- ① JR総武線・山手線・京浜東北線
秋葉原駅
電気街口より
徒歩2分(①→②→③)
- ② 東京メトロ日比谷線
秋葉原駅
2番出口より
徒歩4分(⑦→③)
- ③ 東京メトロ銀座線
末広町駅
1番又は3番出口より
徒歩3分(④→⑤→③)
- ④ つくばエクスプレス
秋葉原駅
A1出口より
徒歩3分(⑥→①→②→③)

◎駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。